

## IV 収納代行+インターネットバンキング

# 7 インターネットバンキングを不正利用し 収納代行サービスを介して行われた代 金支払と不当利得返還請求（消極）

山本 豊

京都大学名誉教授

京都地判令3・1・19 平31（ワ）795号 不当利得返還請求事件 金法2173号75頁、  
2021WLJPCA01196007

### ●——事実の概要

X（原告）は、こんにゃくの製造等を目的とする株式会社である。Y（アマゾンジャパン合同会社。被告）は、インターネット等を利用した電子商取引事業等を目的とする合同会社であり、〇〇〇.co.jp（以下「本件サイト」という）を開設している。B（Amazon Gift Cards Japan 株式会社）は、ギフト券等の発行・販売等を目的とする株式会社である。電子商取引の代金に関する収納代行業務等を目的とする株式会社であるCは、Yその他の収納企業から委託を受け、ペイジー収納サービス（金融機関を収納代行機関とし、当該金融機関の窓口やATM、インターネットバンキング等を用いて収納企業に対する利用代金の支払をすることを可能とするサービス。同サービスにおいては、顧客以外の名義の預金口座から送金して利用代金を支払うこともできる）を利用した決済機能等のサービス（以下「本件サービス」という）を提供しており、収納代行企業として、収納代行機関である複数の金融機関との間で収納委託契約を締結し、収納事務を再委託している。

平成28年12月26日午後0時51分00秒から同日午後1時30分29秒までの間、Aは、本件サイトにおいて1344万5000円相当のギフト券（以下「本件ギフト券」という）を購入し（以下「本件取引」という）、代金の支払方法として本件サービスを選択した上、同日午後0時58分頃から同日午後1時31分頃までの間に、インターネットバンキングを利用して、D銀行F支店の原告口座に不正にアクセスし、Yから通知された確認番号等を入力し、27回にわたり合計1344万5000円（以下「本件金員」という）を、本件サービスを利用したY宛での購入代金の支払として引き落とす方法により出金させた。本件金員は、直ちにD銀行（収納金融機関）の別段口座（以下「D銀行口座」という）に入金され、D銀行は、Cに対し収納情報を送信した。これを受信したCは、同日午後0時58分38秒から同日午後1時32分07秒までの間に、Yに対し収納情報を送信した。本件取引により、Aに対して本件ギフト券が発行され、これらは、同日午後1時37分44秒から同日午後3時23分43秒までの間に、全額、本件サイトにおける商品購入代金等として費消された。D銀行F支店の担当者は、

同日午後2時頃、Xから、インターネットバンキングの不正アクセスにより原告口座からYに対する支払がされた旨の説明を受け、Cに対しその旨の連絡をした。また、Yのカスタマーサービスセンターの担当者は、同日及び翌27日、警察署から原告口座から本件サービスを利用して1340万円余の不正出金があった旨の連絡を受け、送金の停止及び返金の可否について問合せを受けたが、それらの対応はできないと回答した。原告口座から出金されてD銀行口座に入金された本件金員は、同月28日、D銀行口座から幹事金融機関であるE銀行の別段口座（以下「E銀行口座」という）に入金され、同月29日、E銀行口座からE銀行のC名義の預金口座（以下「C口座」という）に入金され、平成29年1月10日、C口座からY名義の預金口座に入金された。

このような状況の下、Xは、Yが法律上の原因なく上記金員を利得したと主張し、不当利得返還請求権に基づき、1344万5000円及び遅延損害金の支払を求めて、本訴を提起した。

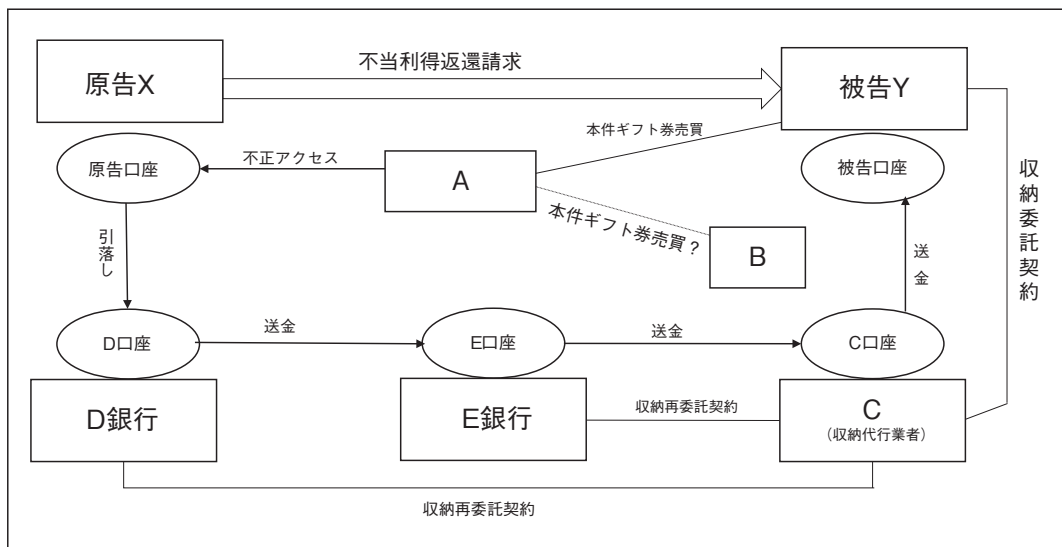
## ●——判旨

請求棄却。

本判決は、まず、不当利得返還請求権の要件の一つである「Yの利得」が存在するかを検討し、次のように述べて、これを肯定した（以下の判文の引用において、「／」は改行箇所、〔 〕内は本稿筆者による注記を示す）。

「〔①〕本件サイトの利用規約……には、本件サイト上のギフト券の売買における売主がBであることを示す規定はなく、また、〔②〕顧客がギフト券を購入する際の手続の過程で、ギフト券の売主がBであることが明示される場面も見当たらない。……本件サイトのギフト券の注文内容確認画面には、商品名や金額、数量の記載の下部に小さな文字で「販売：B」との記載があるが……、同記載のみをもって、ギフト券の売主が……YではなくBであることが顧客に明確に示されているとは認め難い。／〔③〕さらに、〔ギフト券注文時に顧客に自動送信される〕メールの差出

### 事業概要図



人名及び件名に表示される「〇〇〇.co.jp」は、米国のAmazon Services LLC及びその関連会社（YやBを含む。）の商標であると同時に、Yが開設する本件サイトの名称でもあること……、〔④〕顧客がギフト券を購入すると、Yが開設する本件サイトのアカウントのギフト券残高に購入分の金額が登録されること……、〔⑤〕Cにお客様番号を生成させ、顧客の確認番号等が記録される本件システムをCと共有しているのはBではなくYであること……などを勘案すれば、本件サイト上でのギフト券購入における売主がBであるとは認められず、むしろ売主はYであると認めるのが相当である。／上記に加えて、BがYに対してギフト券購入代金の代理受領権を付与する旨を記載した契約書等の書面もないこと……、Yの主張を前提としても、YからBに対してギフト券購入代金（本件金員）が現実に引き渡された事実はなく、他の債権債務と併せて精算することにより会計処理されたというにとどまることなどを併せれば、Yが本件ギフト券の売主であるBから委託されて購入代金（本件金員）を代理受領したにすぎない旨のYの主張は、採用することができない。／以上によれば、Yは、Y口座に入金された本件金員を取得し、本件金員相当額を利得したというべきである」。

次いで、本判決は、「Yの利得とXの損失との間の因果関係」、「(Yの利得についての)法律上の原因の不存在」の要件が充足されるかの検討に進み、まず、前提となる法解釈につき、次のように判示した。

「Yは……ギフト券売買契約……に基づく代金の支払として本件金員を受領したのであるから、本件金員が原告口座から不正に出金されたものであったとしても、YとAとの間では有効な本件取引に係る代金債務の弁済であ

って、XがYに対して代金債務を負っていないことのみから当然に、Yによる本件金員の取得について法律上の原因がないとはいえない。／……もっとも、Aによる本件ギフト券購入代金債務の弁済は、Aがインターネットバンキングを利用して原告口座に不正にアクセスし、Xに無断で原告口座から出金する（収納金融機関であるD銀行に出金を指示する方法により行われた……ことからすれば、社会通念上、Xの損失においてYの利益を図ったものと認めることができ、Xの損失とYの利得との間には……因果関係があるといえる。そして、ある者の財産的利得が法律上の原因ないし正当な理由を欠く場合に、公平の観念に基づいて、利得者にその利得の返還義務を負わせるという不当利得の制度趣旨に照らせば、Yが、Aから本件ギフト券購入代金の弁済として本件金員を受領するに際し、本件金員が原告口座から不正に出金されたものであること（不正事実）につき悪意又は重大な過失がある場合には、Yによる本件金員の取得は、Xに対する関係においては、法律上の原因がなく、不当利得となるものと解するのが相当である（最高裁昭和……49年9月26日第一小法廷判決・民集28巻6号1243頁参照）」。

その上で、Yが本件金員を受領するに当たり不正事実につき悪意又は重過失があったかについては、次述のとおり、法律上の原因の不存在の要件は満たされないと結論付けた。

「AのYに対する本件取引に基づく債務……は、本件サービスを利用した商品購入代金の支払につきあらかじめYからCを介して代理受領権限を授与されていたD銀行（収納金融機関）が、確認番号等の入力を受け、Y宛ての代金支払として原告口座から本件金員を出金してこれをD銀行口座に入金（収納）

した時点で、Yに対する弁済の効果が生じて消滅したものと見える。そして、Yは、Cから送られた収納情報により、AのYに対する本件ギフト券購入代金の支払が完了したこと（同代金債務が弁済により消滅したこと）を確認した上で、Aに対して本件ギフト券を発行したものである。／これらに照らせば、不正事実についてのYの悪意又は重大な過失の有無の基準時は、AのYに対する本件取引に基づく債務……が本件サービスを利用した支払（弁済）により消滅した時点、すなわち、収納金融機関であるD銀行が原告口座から本件金員を出金してこれをD銀行口座に入金（収納）した時点（D銀行が本件金員を代理受領した時点）と解するのが相当である。……／……本件サイト上でギフト券の注文があった場合、Yは、当該顧客に確認番号等を通知するが……、当該顧客が本件サービスを利用して代金を支払うに際し、支払元となる金融機関や預金口座、支払方法の選択は当該顧客に委ねられており……、あらかじめこれがYに通知されることはない。したがって、Yは、D銀行が本件金員を受領（収納）した時点において、本件金員がAの注文に係る本件ギフト券購入代金の支払として収納されたものであることを確認番号等により認識し得たにとどまり、そもそも、本件金員が原告口座から出金されたこと自体を認識し得なかったのであるから……、Yが不正事実を認識していたとは認められず、また、認識しなかったことについて重大な過失があるということもできない。なお、代理受領者であるD銀行についてみても……不正事実を認識していたか、又は、認識しなかったことにつき重大な過失があるとは認められない。

## ●——研究

### 1 はじめに——問題の所在

本判決が扱ったのは、商品の購入者が、インターネットバンキングの仕組みを不正に利用し、収納代行サービスを介して商品の代金を支払った場合に、預金者は、代金受領者に対して代金相当額を不当利得として返還請求し得るかという問題である。争点となったのは、①Yが利益の帰属主体として代金相当額を利得したといえるか、②Yが利得したといえるとして、当該利得に法律上の原因がないといえるかの2点であるところ、本判決は、①に関して、Yに利得が発生したことを認めたものの、②については、騙取金による弁済と不当利得の問題に関する著名な最判昭49・9・26（民集28巻6号1243頁。以下「最判昭49」という）の判断枠組に依拠しながら、Yには不正事実についての悪意・重過失がないため「法律上の原因の不存在」の要件を充足しないと判示して、請求を棄却した。

本判決が参照引用する最判昭49は、騙取金による弁済と不当利得の問題に関する判例の展開の到達点とも目されているものであるが、最判昭49年の登場後も、判例の立場の理論的不明確さに飽き足らない学説は、引き続き精緻な議論を展開させており、その理論化への努力は、極めて錯綜した議論状況を生じさせている（その状況については、さしあたり、松岡久和「騙取金による債務の弁済」『法形式と法実質の調整に関する総合研究Ⅱ』〔2000〕93頁以下、藤原正則『不当利得法』〔2000〕365頁以下、平田健治『不当利得法理の探究』〔2019〕357頁以下を参照）。

このような中で現れた本判決は、インターネットバンキングの不正利用による弁済と不当利得の問題を扱う初めての裁判例である。



本判決は、騙取金による弁済の事案を扱うものではなく、最判昭49の事案と本件事案との間には、後述するようなズレがある。そのため、両者を同質のものとして扱えるかという問題をはじめ、背景に隠れているが、XのD銀行に対する預金払戻請求の成否の問題など、種々の論点を提起する興味深い事例であるといえる。

以下、本件事案の争点に即して、若干の内在的検討を加える。

## 2 Yの利得の存否

本件では、Yが利得を得たことを争い、ギフト券の売主はYではなく、本件サイト上にも売主として表示されているBであり、Yは、Bに代わって本件金員を代理受領したにすぎず、これをBに対して引渡済みであるから、Yには利得がない旨の主張を展開した。

これに対し、本判決は、「判旨」の項で紹介した①～⑤の諸事情等を勘案して、本件サイト上でのギフト券購入における売主は、Bではなく、Yであると認めた。

この「ギフト券の売主がBではなく、Yである」との説示については、自身には利得がないとのYの前記主張を退ける文脈でされたものであることに留意されるべきであろう。本判決は、買主がYの売主としての義務の履行や責任を追及したのを肯定したのもでも、買主がBの売主としての義務の履行や責任を追及したのを否定したのもでもないで、今後、本判決などを契機に、そのような方向に裁判実務が進むのかが注目される。

また、デジタルプラットフォーム事業者が、他の事業者の出品した商品につき、利用者に対して売主としての義務や責任を負うかという、近時関心の高まっている問題一般について（この問題関心から本判決を検討する

ものとして、後掲原田90頁）、本判決から問題を肯定する方向での含意を汲み取ることができるかも問題になるが、それは困難であるように思われる。本判決の説示は、本件ショッピングサイトを運営している米国法人Amazon.com Services LLC、その関連会社であるY・Bの関係性や対象商品が本体ギフト券であるとの事実を背景にした前記①～⑤等の諸事情を踏まえて行われているものと解されるからである（後掲原田93頁）。

次に、利得要件という本来の文脈に立ち返って検討すると、Yが売主であるとの前記の説示は、次に検討する「法律上の原因の不存在」という要件が不正事実に関するYの悪意又は重過失を意味するという判断を準備している関係にあると解される。Yは売主（債権者）であり、代金債権の弁済として金員を受領したのであるから、Yの利得に法律上の原因がないというためには、XがYの悪意又は重過失を立証しなければならないということになるわけである。Yが代金の弁済としてではなく、例えば、誤振込により棚ぼた式に金員を得たというのであれば、公平判断の内容が異なってくる（Yは悪意又は重過失でなくてもXに利得を返還しなければならない）と考えられる（最二判平8・4・26民集50巻5号1267頁及び同判決の調査官解説である大坪丘・最高裁判所判例解説民事篇平成8年378頁を参照）。

## 3 法律上の原因の不存在等

### (1) 最判昭49との距離

本判決は、「判旨」の項で述べたとおり、最判昭49の示した判例準則をほぼそのまま踏襲しつつ、利得と損失の因果関係を肯定し、法律上の原因の不存在を否定した。

ところで、最判昭49は、周知のように、

農林事務官（甲）が茨城県農業共済組合連合会（乙）から金銭を騙取し、その金銭で自己（甲）の国（丙）に対する国庫金詐取に基づく損害賠償債務を弁済したという事実関係の下で、乙から丙に対する不当利得返還請求権の成否が問題となった事案に関するものであり、本件とは、事案内容が異なる。問題は、そのような相違が、法的判断枠組や事案の解決を左右する重要なものと考えられるかどうかであり、立場は分かれ得る。

### (2)（騙取金事案との）異質視説

これは、概ね2つの観点から、最判昭49の判例準則を本件事案に当てはめることはできないと解する見解である。第1の観点は、本件での金員の動きは、 $X \rightarrow (D \rightarrow E \rightarrow C) \rightarrow Y$ であって、 $X \rightarrow A \rightarrow Y$ ではないというもの、第2の観点は、本件において、支払人Xは支払につき意思表示を行っておらず、欺罔されたとはいえ、支払についての意思表示を行っている事例とは同視できないというものである（後掲・瀧38頁以下参照）。

異質視説に立ったとしても、その具体的帰結は、なお分岐する可能性もあると思われるが、本判決への具体的論評としてすでに説かれているところにより、その一例を示すならば、以下のようになる（後掲・瀧39頁以下）。

①XがAの不正利用につき故意がある場合を除き、不正事実につき悪意または重過失でなかったYの本件金員の受領をAに対する債権に関連付け、その弁済効を認めることはできない。

②本件では、Xによる指図（口座振替依頼）が存在していないから、原告口座からD銀行口座への資金移動は有効でなく、XはDに対して原告口座の原状回復を求めることができ、Yの利得は、C及びEを通じてDへ返還されるべきものとなるのが原則であり、XのY

に対する不当利得返還請求権は成立しない。

③例外的に、Aの不正利用につきXに過失があつてDが免責され、当該資金移動が有効となる場合には、XのYに対する不当利得返還請求権が成立する。ただし、入金があつたためにギフト券を発行してしまいYに損害が発生したときには、YのXに対する不法行為に基づく損害賠償請求権も生じる。もっとも、Yは本件ギフト券の無効化やAのアカウントの利用停止を柔軟に実行できるところ、そうした措置を講じるのに合理的な期間が経過した後何らの措置も取られなかったためにAが本件ギフト券を利用できた範囲については、過失相殺により減額される。

以上の所論のうち、②は、学説上の有力な見解（岩原紳作「判批」判時1340号201頁、河上正二「キャッシュ・デイスペンサーからの現金引出しと銀行の免責」『幾代通先生献呈論集・財産法学の新展開』〔1993〕363頁等。私見については、拙著『不当条項規制と自己責任・契約正義』〔1997〕292頁）にしたがい、銀行・預貯金者の双方が無責の場合に銀行の免責約款による免責を認めない立場を前提とすると目される。仮に、Dの免責が認められるという前提に立つと、この立場では、②の原則に戻るのか、すなわち、XのYに対する不当利得返還請求権が成立し、Yとしては、次の同質視説とは異なり、不正事実につき悪意または重過失でなかったとしても、Xに対してかCに対してかは別として、受領した金員を返金する義務は免れず、Aに請求をしていくしかないことになるのが、さらに問われることになる。

### (3)（騙取金事案との）同質視説

これに対し、最判昭49と本件とでは、事案内容に相違はあるが、それは重要なものではなく、両者は、基本的に同様の判断枠組で

考えることができると解する立場（同質視説）もあり得る。たとえば、両判決の事案は、①AがXから実際に金銭を騙し取ったか、Xの預金口座に不正アクセスしたかという点、②AがYに対して金銭を直接交付したか、預金口座から出金させ、銀行間の送金を通じて交付したかの点で異なるものの、法的判断枠組や事案の解決に影響を与えるような有意な差ではないとする見解（「本判決コメント」金法2173号78頁）は、そのような立場に立つものといえることができる。

#### （4）本判決の位置づけ

本判決が、同質視説的な理解を前提として、最判昭49に倣った事案解決を行うものであることは、多くを語らずして明らかであろう。

本件に先行する裁判例としては、資金が騙取者を介さず被騙取者から受領者に支払われた事案という観点（前述の異質視説の説明の中で挙げた第1の観点）から、いくつかの事例を取り上げることは可能である（詐欺事案につき最判昭49の準則を適用して資金受領者に対する不当利得返還請求を退けたケースとしては、騙取者の債権者が同債権の担保として被騙取者から預かった約束手形を現金化して債権回収した事案に関する東京地判平26・6・20〔2014WLJPCA06208005〕、騙取者が自己の債権者の預金口座を指定して被騙取者に貸付金を振り込ませ、自己の債務の返済に充てた事案に関する東京地判平28・10・4〔2016WLJPCA10048013〕等がある）ものの、前記の第1・第2の特徴を兼有する事案に関する裁判例となると、これを見出すことができない。

したがって、本件は、先行裁判例のない事案類型に関し、最判昭49の準則を適用した新たな裁判例としての意義を有するというこ

とができる。

ところで、最判昭49の準則を適用するためには、その前提として、原告口座から出金された金員によってAの債務が有効に弁済されたことが必要になると解される場所、本判決は、「YとAとの間では」有効な弁済がなされたと述べて、そのことを認めている。もっとも、その法的な基礎づけに関しては、XがAの無権代理によりAの債務を第三者弁済したと構成する可能性と、Aは現実金員を手中にしたわけではないが、インターネットバンキングの利用によりその過程を省略しただけで、Aが出金した金員を収納代行サービスによる決済方法を選択して自己の債務の弁済に供したと評価できるとする可能性が考えられるが、本判決は、判旨の項で紹介した以上の詳しい説明はしていない。

ともあれ、Aの債務の弁済を認め、最判昭49に倣うならば、Yの利得に法律上の原因が欠けているというためには、Xが、不正事実についてのYの悪意又は重過失を立証しなければならないという帰結に至るのは、赴くところ自然の流れといえることができる。すなわち、形式的・一般的には正当視される財産価値の移転につき、公平の見地から実質的に見て利得の保持が正当化されないとするのが、不当利得の制度の趣旨であり、Yはたしかに債務の弁済として本件金員を受領したのだが、Yに不正事実についての悪意又は重過失がある場合には、この保持が実質的に正当化されない利得と評価されて、返還の対象になるというわけであり、さらに遡れば、「金銭の融通性」や「即時取得の趣旨」の観点を考慮に入れる学説（我妻栄『債権各論下巻1（民法講義V<sub>1</sub>）』〔1972〕1023頁、同『事務管理・不当利得・不法行為（新法学全集）』〔1937〕52頁。なお、手形法16条2項、小切手法21



条も参照)の裁判実務への牢固たる影響をそこに見て取ることができる。

その上で、不正事実についてのYの悪意又は重過失の有無の基準時をどう解するかが問題になるところ、本判決は、収納金融機関であるD銀行が原告口座から本件金員を出金してこれをD銀行口座に入金(収納)した時点(D銀行が本件金員を代理受領した時点)であると解した。その結果、判旨の項で紹介したような理由で、当該時点でのYの悪意又は重過失は存在しなかったとされ、法律上の原因の不存在の要件は充足しないものと判断された。弁済の代理受領権限を伴う収納代行の仕組みは、収納時点で原因関係上の支払を完了させ、収納機関の倒産リスクから買主を免れさせるものである。その仕組みが、本件のようにインターネットバンキングを不正利用されて代金決済された被害者が売主に不当利得の返還を請求する場面では、Yの悪意又は重過失の有無の判断基準時を早めることにより被害者に不利な形で作用しているのは、いさか皮肉な巡りあわせといわざるを得ない。

#### 4 背景問題

本判決は、Xから控訴されず、確定した。他方、本件では背景に隠れているが、XのD銀行に対する預金払戻請求ないし損害賠償請求の成否いかなの問題がある。

インターネットバンキングの不正利用については、無過失の銀行の免責を定める約款条項が一般的に使用されており、裁判例は、この免責条項の有効性を認める傾向にある(東京地判平18・2・13金法1785号49頁及びその控訴審判決である東京高判平18・7・13金法1785号45頁、大阪地判平19・4・12金法1807号42頁。なお、預金寄託契約上の銀行の義務違反に基づく責任を否定した事例とし

て、宇都宮地判平28・11・10金判1525号26頁及びその控訴審判決である東京高判平29・3・2金判1525号26頁も参照)。また、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」は、インターネットバンキングの不正利用ケースを対象としていない。一方、全国銀行協会は、平成20年2月19日に個人預貯金者を対象とし、盗難通帳およびインターネットバンキングによる預金の不正払戻しについて、銀行に過失がない場合でも、預貯金者の責任によらずに被った損失につき補償を行うことを内容とする申合せを、平成26年7月17日には、「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」についての申合せを行い、公表しており、後者によれば、X・Yの実施していたセキュリティ対策等のいかんによっては、法人であるXの被った損失についても補償される可能性があるとされている。

本件で、Xが別途Dとの間で損失補償に関する交渉等を行っているのか、行っていないならばその理由(前記の法状況が障害となっているのか、不正利用につきXに過失等が存在したとの事情があるのか)についてはつまびらかにしえないが、仮に、XのDに対する請求が認められる場合には、当該補償部分につきD以下の関係者間においてさらに損失調整の問題が生ずる可能性があるであろう(問題点の指摘にとどめる)。

#### 〔参考文献〕

本判決の研究・解説等として、油納健一・法七増(新判例解説Watch)31号91頁、水野信次・銀法878号66頁、原田昌和・民事判例24号90頁、瀧久範・リマークス65号37頁がある。